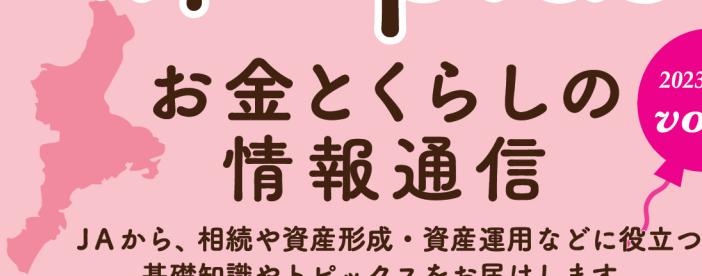


マネーplus+

お金とくらしの 情報通信



2023.APR
vol.7

Column
耳寄り情報

「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」が 変わります！

暦年贈与の改正点

暦年贈与とは、年初から年末までの1年間に行われる一般的な贈与のことをいい、その額が年間110万円（基礎控除額）を超えると贈与税が課されます。ただし、暦年贈与をした人が亡くなった場合、相続開始（死亡）前3年以内に行われた贈与については、年間110万円以下であっても相続税の課税財産に加算されます。この生前贈与加算の期間は、令和5年度税制改正により相続開始前7年以内となります。延長された4年間（相続開始前3年超7年以内）に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算されません。

この改正は、令和6年以降に贈与により取得する財産から適用されますので、実際に影響を受けるのは令和9年以降に開始した相続からとなり、完全に相続開始前7年以内となるのは令和13年以降です。令和8年までに開始した相続については、現在と同様に3年以内の贈与が加算対象です。

相続時精算課税制度の改正点

相続時精算課税制度は、原則として、贈与年の1月1日時点で60歳以上の父母・祖父母等から18歳以上の子・孫等への贈与について、贈与の時期・回数を問わず累積2,500万円（特別控除額）まで贈与税がかからない制度です。2,500万円を超えた場合は、超えた金額に対し20%の贈与税を納めますが、その贈与税額は相続時に相続税と精算します。

令和5年度税制改正により、令和6年以降はさらに毎

Message

「暦年贈与」と「相続時精算課税制度」の内容が大きく変わります。制度改革の目的は、「高齢化社会のなか、高齢者世代から現役世代への早期の資産の移転を実現するため」であると言われています。この改正を機に、次世代への資産移転のタイミングを考えてみませんか。



©よりぞう

＼相続の専門家がお届けします！／

株式会社FPサポート
代表取締役

高橋 政実
Takahashi Masami

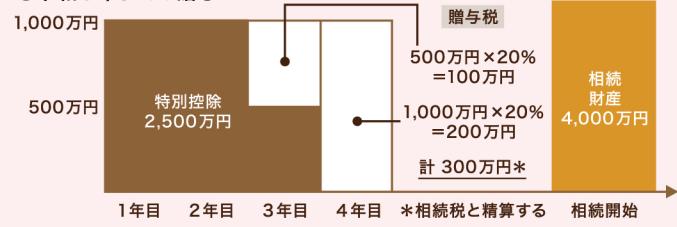


年110万円の基礎控除が追加され、相続時精算課税制度を選択後も、基礎控除内の贈与については申告が不要となります。

例えば、父からの贈与についてこの制度の適用を受け、令和5年までに累計2,500万円を贈与され、令和6年以降に毎年110万円を贈与された場合、従来は毎年22万円（=110万円×20%）の贈与税が発生しましたが、この改正により贈与税は不要になります。いったん相続時精算課税制度を選択すると同じ人からの贈与で暦年贈与に戻れない点は従来と変わりませんが、新設される基礎控除は、暦年贈与の基礎控除とは別枠となりますので、仮に、母から年間110万円までの暦年贈与を受けても、贈与税はかかりません。さらに、暦年贈与では基礎控除内であっても相続税に加算される期間内の贈与が、相続時精算課税制度では基礎控除差引後の贈与財産が加算対象となります。相続時精算課税制度は、今回の改正で利用しやすくなったといえます。

■相続時精算課税制度を選択し、毎年1,000万円ずつ4年間贈与した場合

●令和5年までの贈与



●令和6年以降の贈与

